

いしかわの木づかい表彰実施要領

1 趣旨

県産材の最も大きな需要先である建築分野における県産材の利用に顕著な貢献のあった者や、他の模範となる県産材を使用した建築物のほか、優れた県産材使用製品等を紹介し普及啓発することを目的に、「いしかわの木づかい表彰」を実施するものとする。令和6年度は特に、創造的復興に貢献する物件及び製品を優先的に採択する。

2 表彰部門

本表彰においては、「県産材利用住宅部門」「県産材利用施設部門」及び「県産材利用製品部門」のそれぞれにおいて、表彰を行うものとする。

3 表彰対象者等の要件

2に示す部門ごとの表彰対象者等の要件は、以下のとおりとする。ただし、建築基準法をはじめとする関係法令に適合していないなど、本表彰制度にふさわしくないものについては、選考対象から除外する。また、(1)ア以外については、過去に表彰した物件及び製品は選考対象から除外する。

(1) 県産材利用住宅部門

- ア 住宅分野における県産材の需要拡大に貢献し、県産材建築ビルダー（以下、「ビルダー」という。）に登録された者
- イ 他の模範となる県産材を使用した建築物のうち、事業実施年度の4月1日から起算して過去3年以内に、石川県内に建築された住宅

(2) 県産材利用施設部門

他の模範となる県産材を使用した建築物のうち、以下の全てに該当する住宅以外の民間及び市町の施設

- ① 石川県内に現存し、利用されている県産材の使用施設
- ② 多数の者による利用が見込める施設
- ③ 事業実施年度の4月1日から起算して過去3年以内に竣工した施設

(3) 県産材利用製品部門

県産材を使用した家具、日用品、玩具、工芸品等のうち以下の全てに該当する製品

- ① 表彰実施年度の4月1日時点で、市場に出ている製品
- ② 原材料の全部又は一部に県産材が使用されている製品

4 応募方法

3 (1) ア以外の表彰については、公募によるものとし、自薦、他薦を問わないこととする。

応募を行う場合は、様式1号と併せ、県産材利用住宅部門は別記様式2号、県産材利用施設部門は別記様式3号、県産材利用製品部門は別記様式4号を石川県ホームページからダウンロードして応募資料を作成し、令和6年6月28日(金)17時までに以下の宛先へ2部提出、またはメールにより電子データを提出すること。紙で提出する場合は持参又は郵送とし、いずれの場合も必着とする。

なお、県産材利用住宅部門及び県産材利用施設部門の公募における応募資格者は、施主(所有者)、設計者、施工者、又はそれらの連名とし、相互に了解を得ていることとする。

書類の提出先：〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地

石川県農林水産部森林管理課 森林資源利活用グループ(木材担当)

メールアドレス：shinkan@pref.ishikawa.lg.jp

問い合わせ先：Tel 076-225-1643 / Fax 076-225-1645

5 応募施設等の審査

応募施設等の審査は、「石川県県産材利用推進審査委員会(以下、「委員会」という。)」において実施するものとし、委員会は以下の評価ポイントに基づき書類審査を行うものとする。ただし、委員会は、(2) 県産材利用施設部門に関しては、必要に応じて現地審査を実施するものとする。

(1) 県産材利用住宅部門

評価ポイント
① 県産材の使用状況 (県産材使用量、県産材可視面積、県産材の可視部分)
② 意匠 (木材の良さが活かされているか、居住の機能性や環境への配慮は十分か、他の模範となりうるか)

(2) 県産材利用施設部門

評価ポイント
① 県産材の使用状況 (県産材使用量、県産材可視面積、県産材の可視部分)
② 意匠 (木材の良さが活かされているか、施設の目的に適ったデザインがなされているか、施設の機能性や環境への配慮は十分か、他の模範となりうるか)

(3) 県産材利用製品部門

評価ポイント
① 県産材利用の新規性、積極性 (新たな県産材利用がなされているか。または、積極的な県産材利用がなされているか)
② 普及効果 (多くの者による利用が見込まれるか)

6 表彰対象者等の決定

(1) アについては県が表彰対象者を決定し、(1)ア以外については、県が委員会の審査結果をもとに、表彰対象者を決定するものとする。

(1) 県産材利用住宅部門

ア 県産材の需要拡大へ貢献した者：以下の項目の何れかを満たす者のうち、県産材使用実績が上位の3者程度を表彰対象者とする。

① 表彰実施前年度において、県産材使用量5 m³以上の住宅等を10戸以上建築した実績を有する者である。

② 表彰実施前年度において、県産材使用量20 m³以上の住宅等を3戸以上建築した実績を有する者である。

イ 他の模範となる住宅：委員会の審査結果に基づき、1件程度を表彰対象住宅とする。

(2) 県産材利用施設部門

委員会の審査結果に基づき、1施設程度を表彰対象施設とする。

(3) 県産材利用製品部門

委員会の審査結果に基づき、1製品程度を表彰対象製品とする。

7 表彰の実施

(1) 県は、表彰対象者に対し知事表彰を行う。

(2) 県は、各部門の表彰対象者等に対し、以下のとおり県産材製の賞状を贈呈する。

① 県産材利用住宅部門：

ア 県産材の需要拡大へ貢献した者：

表彰対象のビルダー

イ 他の模範となる住宅：

表彰対象住宅の施主、施工者及び設計者

- ② 県産材利用施設部門：表彰対象施設の施主、設計者及び施工者
- ③ 県産材利用製品部門：表彰対象製品の製造者

8 公表

県は、本表彰に係る応募書類等を、県産木材利用拡大に係る普及啓発のために利用できるものとする。

9 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、令和元年10月15日から施行する。

附則

この要領は、令和2年6月26日から施行する。

附則

この要領は、令和3年5月24日から施行する。

附則

この要領は、令和4年4月25日から施行する。

附則

この要領は、令和5年4月20日から施行する。

附則

この要領は、令和6年4月24日から施行する。

別記様式1号

年 月 日

石川県知事 様

住所
事業主体名
代表者名

令和6年度いしかわの木づかい表彰応募申込書

いしかわの木づかい表彰実施要領の4に基づき、下記のとおり応募を申し込みます。

記

1. 応募区分

県産材利用住宅部門	
県産材利用施設部門	
県産材利用製品部門	

※該当の応募区分に○を付けて下さい。

2. いしかわの木づかい応募様式

※応募される区分に応じて別記様式2～4号のいずれかの様式をご利用下さい。